

第4次新潟県食育推進計画

にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

令和7年3月（策定）



食育とは？

食育基本法（平成17年6月17日制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3

第2章 計画の基本的な方向

- 1 第3次計画（令和3年度から6年度）の評価 5
- 2 計画の基本理念・柱と目標 10

第3章 各柱の目標と施策の展開・取組

- 1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進 13
- 2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進
 - （1）新潟の食の理解と実践するための食育の推進 18
 - （2）食品ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進 . 21
- 3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進 25

第4章 食育の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 31
- 2 関係者の役割 32
- 3 計画の進行管理 34

資料

- 第4次新潟県食育推進計画評価指標一覧 36
- 第4次新潟県食育推進計画事業指標一覧 37
- 新潟県食育推進協議会設置要綱 38
- 令和6年度新潟県食育推進協議会委員名簿 39

各グラフの割合の数値（％）は、小数点以下第2位を四捨五入し、結果を小数点第1位まで表示しているため、内容の合計が全体の計に一致しないことがある。

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 17 年に食育基本法が成立し、翌年、食育推進基本計画が策定されました。

これを受けて新潟県では、平成 19 年 3 月「新潟県食育推進計画」を策定し、平成 23 年 3 月に一部修正を行い、平成 24 年度を目標年度として 22 の指標を掲げ、様々な組織等と連携しながら取組を進めてきました。

平成 26 年 3 月には、「第 2 次新潟県食育推進計画」を策定、平成 29 年 3 月に一部修正を行い、周知から実践に向けた食育の取組を推進してきました。

令和 2 年 3 月には、食をめぐる状況変化から取組の方向性を見直すとともに、本県の健康増進計画である「健康にいがた 21（第 3 次）」等関連計画と整合を取りながら、県民の健康寿命の延伸につなげ、一人一人が生き生きと暮らせる「健康立県」の実現を掲げた「第 3 次新潟県食育推進計画」を策定し、普及啓発や民間企業等と連携した食環境づくり等の取組を進めてきました。

このたび、計画期間の終期を迎えることから、これまでの取組の成果に対する評価を行いました。その結果、依然として主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとる人の割合が減少していることや、野菜摂取量が不足しているなど、特に 20～30 歳代の若い世代で課題が見られました。このような課題を踏まえ、新潟県では「食」の重要性を再認識し、県民、関係者、行政が一体となって食育を推進するための総合的な計画として「第 4 次新潟県食育推進計画」を策定し、県内における食育の取組を推進していくこととしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日制定）第 17 条第 1 項で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。

なお、新潟県の上位計画や各種関連計画と整合を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。

なお、健康づくりの推進に関しては、新潟県健康増進計画「健康にいがた 21」、 「新潟県歯科保健医療計画」及び「新潟県がん対策推進計画」と整合を図り、企業・保険者、健康・福祉・医療関連団体、地域、学校等と協働して取り組みます。

3 計画の期間

計画期間は県の最上位計画である「新潟県総合計画」を踏まえ、令和7年度から14年度までとし、毎年度の進行管理を行うとともに、令和10年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な方向

- 1 第3次計画（令和3年度から6年度）の評価
- 2 計画の基本理念・柱と目標

1 第3次計画（令和3年度から6年度）の評価

本計画では、各指標の達成状況について評価（改善率）の基準を設け、6区分で評価しています。

○評価基準と第3次計画（令和3年度から6年度）の評価

区分	評価（改善率）の基準	指標数
A （目標達成）	目標達成、または改善率 90%以上	7
B （改善）	基準値より改善 （改善率 50%以上 90%未満）	3
C （やや改善）	基準値より改善 （改善率 10%以上 50%未満）	4
D （変わらない）	基準値より変化がみられない （改善率-10%以上 10%未満）	3
E （悪化）	基準値より悪化 （改善率-10%未満）	10
計	—	27
改善の割合 （A+B+C/計）	—	51.2%
—（未判定）	数値が未把握なものや把握困難なものなど、 はんていがないもの	1

目標設定時の値（ベースライン値）と直近の値を比較し、どの程度改善したのかを判断する手法により実施しました。

（1）生涯にわたる健康づくり

○食育に関心を持っている県民の割合の増加（20歳以上）

食育に関心を持っている県民の割合は横ばいで推移しており、目標は達成しませんでした。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	（参考） 全国値	出典
食育に関心を持っている 県民の割合の増加 （20歳以上）	R1 56.6%	R5 57.8%	R6 90%	D	R5 78.9%	【県】県民健康・栄養実態調査 【国】食育に関する意識調査

○朝食を欠食する県民の割合の減少

本県の小学6年生においては、欠食する児童の割合が増加しました。また、20～30歳代では欠食する人の割合が減少し、目標を達成しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考)全国値	出典
朝食を欠食する県民の割合(小学6年生)	R1 3.3%	R5 4.3%	R6 0%	E	R5 6.1%	全国学力・学習状況調査
朝食を欠食する県民の割合(15～19歳)	R1 2.1%	R5 6.9%	R6 0%	—※	R1 12.9%	【県】県民健康・栄養実態調査 【国】国民健康・栄養調査
朝食を欠食する県民の割合(20～30歳代)	R1 19.8%	R5 15.2%	R6 15%	A	R1 23.9%	

※調査者数が少ないため評価困難

○栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民の割合

ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している人の割合(20歳以上)はほぼ横ばいとなりました。主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合は、20歳以上で全国値を上回っているものの減少、20～30歳代で全国値を上回っており、やや改善となりました。

ふだんの食事における減塩の取組状況の割合はやや改善、1日当たりの食塩摂取量は変化がありませんでした。また、野菜摂取量は全国値を上回っているものの減少、果物摂取量100g未満の人の割合はやや改善しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考)全国値	出典
ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している人の割合(20歳以上)	R2 75.4%	R5 74.8%	R6 増加させる	D	—	県民健康・栄養実態調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合(20歳以上)	H30 56.8%	R5 49.2%	R6 80%	E	R5 38.2%	【県】県民健康・栄養実態調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合(20～30歳代)	H30 40.6%	R5 42.6%	R6 55%	C	R5 28.3%	【国】食育に関する意識調査
ふだんの食事における減塩の取組状況(20歳以上)	R1 63.8%	R5 68.3%	R6 80%	C	—	【県】県民健康・栄養実態調査
食塩摂取量の減少(20歳以上)	R1 10.3g	R5 10.2g	R6 8g未満	D	R5 9.8g	
野菜摂取量の増加(20歳以上)	R1 325.2g	R5 290.9g	R6 350g	E	R5 256.0g	
果物摂取量100g未満の人の割合の減少(20歳以上)	R1 61.5%	R5 56.5%	R6 39%	C	R1 61.6%	【国】国民健康・栄養調査

○適正体重を維持している人の増加

肥満傾向にある小学5年生の割合は、男女とも全国値を下回っており、男子では増加、女子ではやや減少しました。20～30歳代女性のやせの人の割合は減少し、目標を達成しました。

また、20～60歳代男性の肥満者の割合は増加、40～60歳代女性の肥満者の割合は減少しました。低栄養傾向の高齢者の割合は増加しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考)全国値	出典
肥満傾向にあるこどもの割合の増加 (小学5年生男子)	R1 11.3%	R4 14.8%	R6 7.0%	E	R4 15.1%	学校保健統計調査
肥満傾向にあるこどもの割合の増加 (小学5年生女子)	R1 10.4%	R4 9.2%	R6 7.0%	C	R4 9.7%	
20～30歳代女性やせの人の割合の減少	R1 22.5%	R5 15.9%	R6 20%	A	R5 20.2%	【県】県民健康・栄養実態調査 【国】国民健康・栄養調査
20～60歳代男性肥満者の割合の減少	R1 31.1%	R5 33.5%	R6 24%	E	R5 32.8%	
40～60歳代女性肥満者の割合の減少	R1 25.2%	R5 19.2%	R6 18%	B	R5 23.2%	
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合	R1 16.8%	R5 19.2%	R6 18%	E	R5 17.6%	

○むし歯や8020達成者、デンタルケア、よく噛むことの改善

むし歯のない3歳児及び12歳児の割合は全国値を上回っており、増加しました。8020達成者の割合は増加し、目標を達成しました。

また、定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合は増加し、目標を達成しました。一口30回噛んで食べるよう意識している人の割合は減少しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
むし歯のない3歳児の割合の増加	R1 90.4%	R4 94.0%	R6 95%	B	R4 91.4%	【県】母子保健事業報告 【国】地域保健・健康増進事業報告
むし歯のない12歳児の割合の増加	R1 84.4%	R5 88.3%	R6 90%	B	-	歯科疾患実態調査(新潟県)
8020達成者の割合の増加	R1 36.6%	R5 48.4%	R6 40%	A	R4 51.6%	【県】県民健康・栄養実態調査 【国】歯科疾患実態調査(厚生労働省)
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合の増加(15歳以上)	R1 25.8%	R5 29.7%	R6 30%	A	-	県民健康・栄養実態調査
一口30回噛んで食べるよう意識している人の割合の増加(15歳以上)	R1 19.6%	R5 13.8%	R6 30%	E	-	

(2) 各場面や世代に対応した食育の推進

〇けんこうtime推進店登録店舗数の増加

けんこうtime推進店の登録数は増加し、目標を達成しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
けんこうtime推進店登録店舗数	R2 127 店舗	R5 235 店舗	R6 増加 させる	A	-	健康づくり支援課調査

その他の指標は「(1)生涯にわたる健康づくり」のP5～6に記載の指標、「(3)新潟の食の理解と実践」の「活動した食育ボランティアの人数」の再掲です。

(3) 新潟の食の理解と実践

〇活動した食育ボランティアの人数の増加

活動した食育ボランティアの人数(延べ)はほぼ横ばいで推移し、目標は達成しませんでした。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
活動した食育ボランティアの人数の増加(延べ)	R1 88人	R5 82人	R6 110人	E	-	食品・流通課調査

○学校給食における県産・国産農林水産物を使用する割合（金額ベース）の増加

学校給食における県産農林水産物および国産農林水産物を使用する割合（金額ベース）は減少しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
学校給食における県産農林水産物を使用する割合（金額ベース）	R1 66.1% 【全国9位】	R5 60.7% 【全国21位】	R6 全国7位以内を目指す	E	R5 55.4%	学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査
学校給食における国産農林水産物を使用する割合（金額ベース）	R1 91.6% 【全国7位】	R5 87.2% 【全国33位】	R6 全国5位以内を目指す	E	R5 88.6%	

○食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合の増加

食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合は約9割で、目標を達成しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	R3 90.8%	R3 90.8%	R6 80%	A	R5 76.7%	【県】資源循環推進課調査 【国】消費生活意識調査

○災害時に対応できる食料品を備蓄している県民の割合の増加

災害時に対応できる食料品を備蓄している県民の割合は増加し、目標を達成しました。

指標名	基準値	直近値	目標値	達成状況	(参考) 全国値	出典
災害時に対応できる食料品を備蓄している県民の割合	H30 34.7%	R4 41.5%	R6 36%	A	R1 53.8%	【県】県民健康・栄養実態調査 【国】国民健康・栄養調査

その他の指標は「食育に関心を持っている県民の割合」の再掲です。(P5参照)

2 計画の基本理念・柱と目標

(1) 基本理念

食は命の源であり、健全な食生活なくして心身の健康や豊かな人間性を育むことはできません。また、自然の恵みや「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることが、豊かな食生活につながります。

このような考えに基づき、これまでの基本理念を継承し、引き続き次のように定めることとしました。

新潟の食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

キャッチフレーズ **にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心**

新潟県食育推進計画では、基本理念に向かって、県民一人一人、こどもから成人、高齢者までが「食」について、自ら考え、行動できることを目指し、県民、関係者、行政が一体となって取組を進めます。

また、食育によるSDGs^{*}達成への貢献の視点など、国の基本計画等も踏まえて取り組みます。

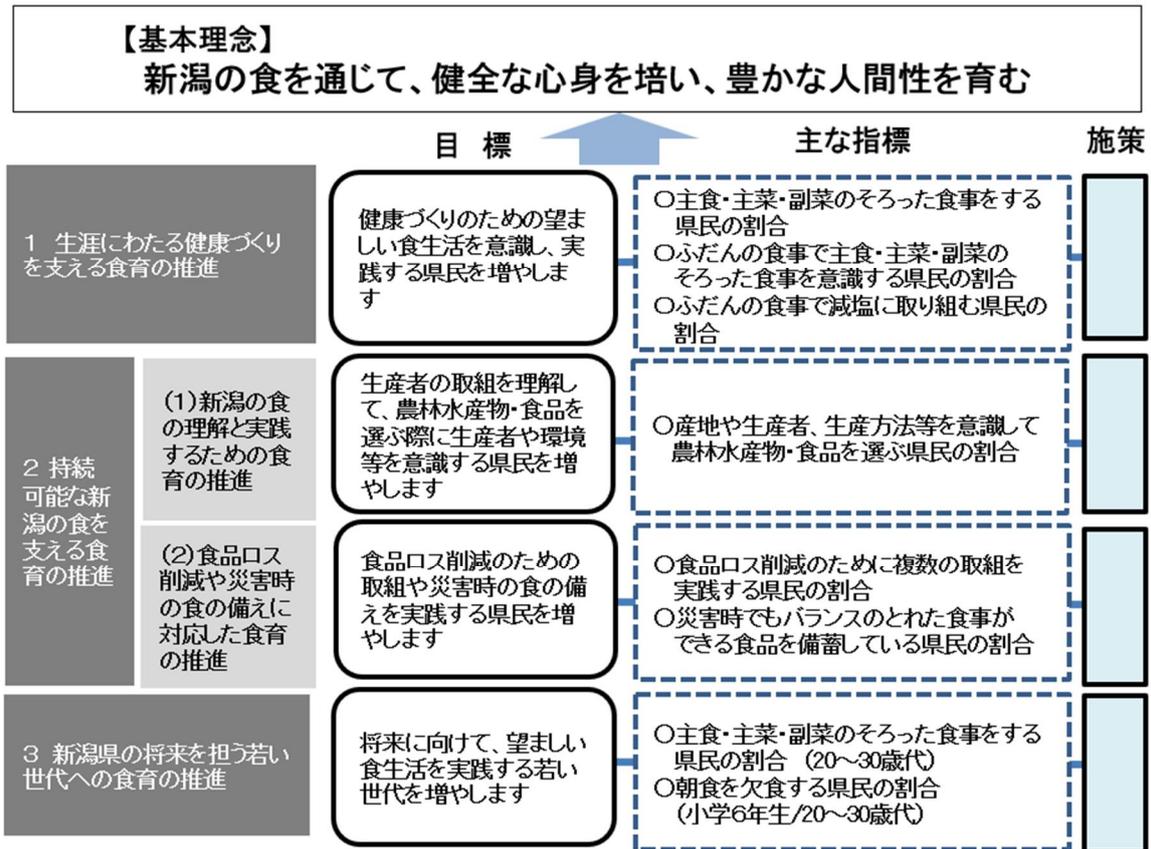
※SDGs（「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」：先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに169のターゲットから構成されます。

(2) 計画の柱と目標

第3次計画の評価や食に関する現状を踏まえて、第4次計画では柱を以下のとおり設定します。

- 1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進
- 2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進
 - (1) 新潟の食の理解と実践するための食育の推進
 - (2) 食品ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進
- 3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進

また、基本理念に近づくため、県民の意識や行動の目標を各柱に掲げ、目標の達成状況を評価するための評価指標を設定し、施策の展開・取組を進めます。



第3章 各柱の目標と施策の展開・取組

- 1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進

- 2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進
 - (1) 新潟の食の理解と実践するための食育の推進
 - (2) 食品ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進

- 3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進

1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進

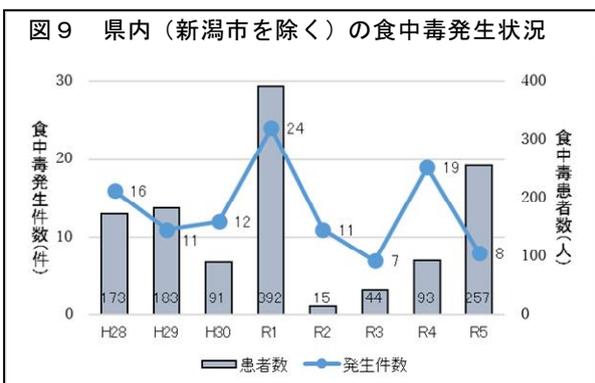
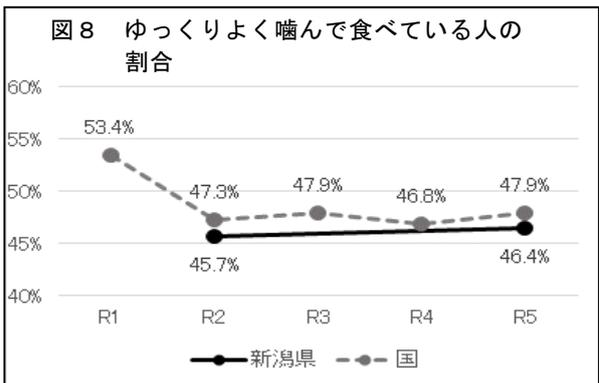
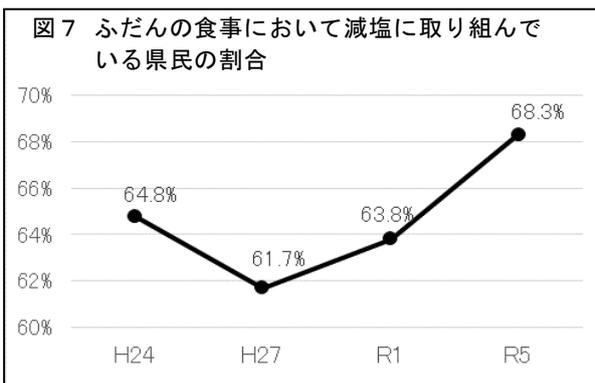
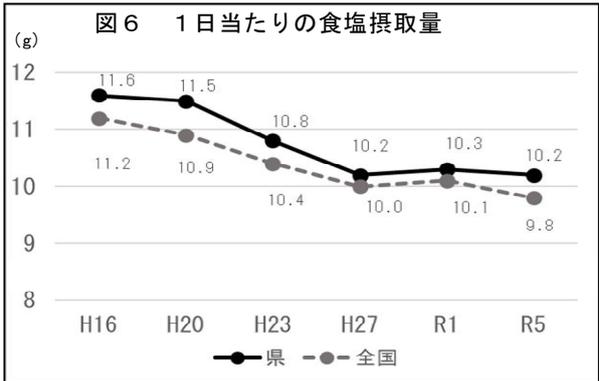
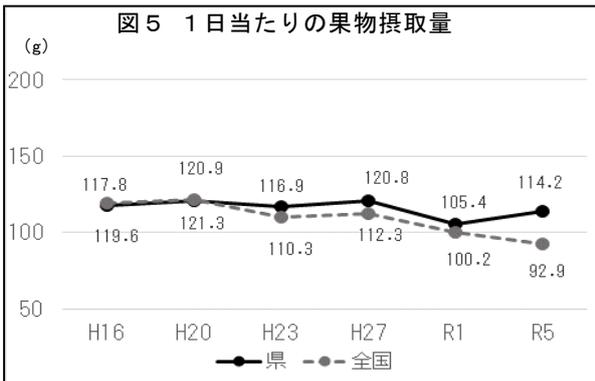
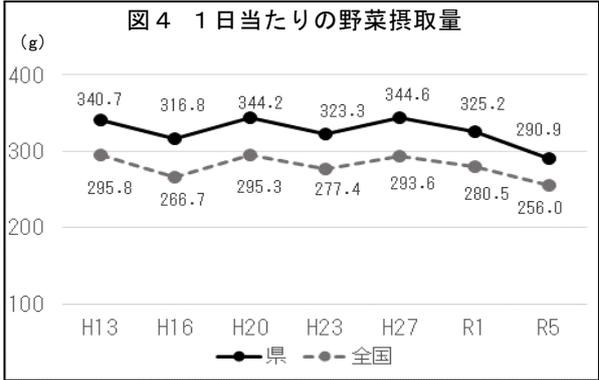
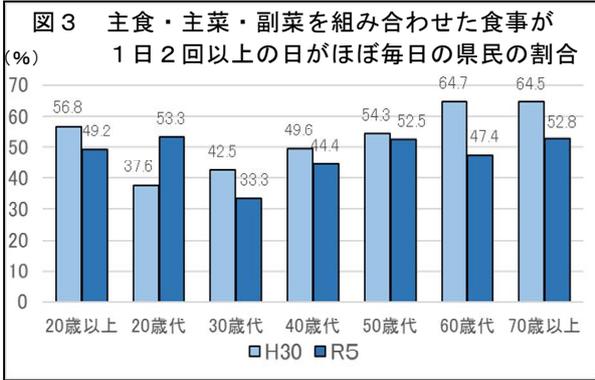
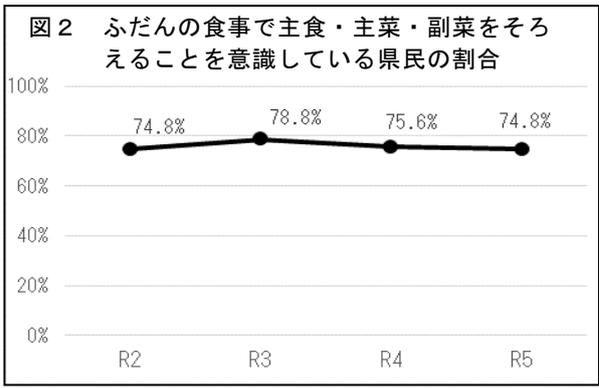
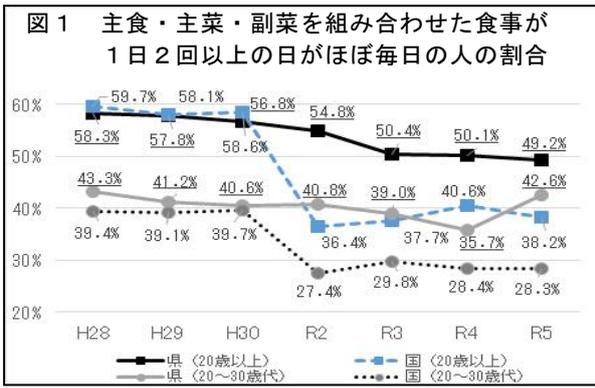
1 現状・課題

■健康づくりのための望ましい食生活の実践状況

- 主食・主菜・副菜のそろった食事をとる県民の割合は20歳以上で全国値を上回っているものの、平成28年以降減少傾向です。また、年代別では30歳代男女で約3割と他の年代と比較し、低い状況です。60歳以上では、平成30年と比較し、令和5年で10ポイント以上減少しています。
- ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している県民の割合は20歳代以上で令和2年以降、増加していません。また年代別では、20歳代男女、30歳代男性で約5割と他の年代と比較し、低い状況です。
- 野菜摂取量は全国値を上回っているものの、令和元年より減少しました。
- 果物摂取量は全国値を上回っているものの、平成16年以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- 食塩摂取量は全国値を上回っており、平成16年から平成27年までは減少し、平成27年以降ほぼ横ばいで推移しています。一方、ふだんの食事で減塩に取り組む県民の割合は平成27年以降、やや改善傾向です。また、年代別では、他の年代と比較し、20～30歳代で低い状況です。
- ゆっくりよく噛んで食べている県民の割合はほぼ横ばいで推移しており、全国値と比較するとやや低い状況です。
- 食に関する様々な情報が溢れる中、生涯にわたる健康づくりのためには、県民が正しい情報を選択し、望ましい食生活の実践につなげる働きかけが必要です。
- これらを踏まえて、主食・主菜・副菜のそろった食事の実践や食塩摂取量の減少につながるよう、県内全域での普及啓発や行動変容を促す食環境づくり、専門的知識を有する人材育成等、一層の取組が必要です。
また、よく噛んで食べることや口腔機能の維持向上に関してより一層の取組が必要です。

■食の安全・安心の推進

- 県内（新潟市を除く）の食中毒発生状況は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された令和2年に食中毒患者数が大きく減少したものの、社会経済活動の正常化に伴い、徐々に新型コロナウイルス感染症発生前の水準に戻りつつあります。
- 消費者が安全で安心な食生活を享受するためには、食品事業者が安全な食品を供給することはもとより、食の安全確保の取組を消費者に知ってもらうことで食の安全性への信頼を確保することが重要です。
- これらの現状を踏まえて、県民への食中毒予防の啓発や、食品事業者による自主衛生管理の取組推進と県民の食の安全性への理解促進のための取組が必要です。



※図1、2、4～8はすべて20歳以上・男女計の値

(出典)

図1～8 新潟県：県民健康・栄養実態調査

図1、4～6、8 全国：国民健康・栄養調査

図9 県生活衛生課調べ

2 目標

健康づくりのための望ましい食生活を意識し、実践する県民を増やします

○評価指標

指標名	現状値	中間目標値 (令和 10 年度)	最終目標値 (令和 14 年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の県民の割合 (20 歳以上)	49.2% (令和 5 年)	55%	60%
ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している県民の割合 (20 歳以上)	74.8% (令和 5 年)	78%	82%
ふだんの食事で減塩に取り組んでいる県民の割合 (20 歳以上)	68.3% (令和 5 年)	74%	80%
ゆっくりよく噛んで食べるよう意識している県民の割合 (20 歳以上)	46.4% (令和 5 年)	48%	50%

○参考指標

指標名	現状値
食塩摂取量 (20 歳以上)	10.2 g (令和 5 年)
野菜摂取量 (20 歳以上)	290.9 g (令和 5 年)
果物摂取量 (20 歳以上)	114.2g (令和 5 年)

3 施策の展開・取組

■望ましい食生活に関する普及啓発

○適塩^{※1}で主食・主菜・副菜をそろえた食事の普及啓発

適塩で栄養バランスの優れた望ましい食生活の普及を図るため、あらゆる場を活用して、「適塩で主食・主菜・副菜をそろえた食事」の大切さや適塩で主食・主菜・副菜をそろえた食事をとるための工夫等について普及啓発を行います。併せて、野菜・果物の摂取^{※2}についても啓発します。また、県内全域で展開されるよう市町村事業と連携した取組を一層推進します。

栄養教諭等と連携し、学校での給食試食会等を通じて、保護者への普及啓発に取り組みます。

※1 「日本人の食事摂取基準 (2025 年版)」では1日当たりの食塩相当量の目標値 (成人) を男性 7.5 g 未満、女性 6.5g 未満としており、この値に近づけることを目指す。

※2 健康日本 21 (第三次) では、1日あたりの野菜摂取量の目標値 (成人) を 350g、果物摂取量 (ジャムを除く果実類) の目標値 (成人) を 200 g としており、この値に近づけることを目指す。ただし、2型糖尿病など一部の疾患のある者については、果物の過剰摂取が

疾患管理において影響を与えうることに留意が必要である。

○健康立県ヘルスプロモーションプロジェクトと連動した取組の展開

健康寿命の延伸を目指した「健康立県」の実現に向け、健康づくり県民運動「ヘルスプロモーションプロジェクト」を関係者と協働で推進します。

また、スーパーマーケット等と連携して、特に子育て世帯を含む働く世代に向けて「適塩で主食・主菜・副菜をそろえた食事」の実践に関する普及啓発に取り組みます。

にいがた健康経営推進企業等を通じた働きかけ等により、職場での従業員への食生活改善に向けた取組を推進します。

○高齢者の適切な栄養の確保の促進

在宅高齢者の低栄養予防やフレイル予防のため、市町村や栄養士会、食生活改善推進委員協議会等関係団体と連携し、体重管理の必要性や適切な栄養の確保、食事内容の工夫等について普及啓発を行います。

また、口腔機能の低下（オーラルフレイルの状態を含む）は低栄養の要因の一つであるため、口腔機能の維持・向上の重要性について普及啓発します。

○歯や口の健康、よく噛んで食べることの大切さの普及啓発

いつまでも豊かな食生活と会話を楽しむためには、歯や口の健康が大切なことから、妊娠期・乳幼児期から高齢期までのむし歯・歯周病予防、口腔機能の発達・維持・向上と口腔ケアの重要性を啓発します。また、市町村、関係団体等と連携し、よく噛むことが肥満や窒息事故の防止につながる等、健康等についての効果を啓発し、こどもの頃から、姿勢よく、よく噛み、よく味わって安全に食べる習慣の定着を図ります。

■健康づくりに取り組みやすい環境づくりの推進

○自然に健康な食事ができる環境づくりの推進

「栄養バランスがとれている」、「野菜が多く含まれている」、「適塩」等の健康に配慮した中食をいつでも手に取れるよう、スーパーマーケット等と連携し、自然に健康な食事ができる環境づくりを推進します。

○給食施設での適切な栄養管理等の取組の推進

利用者が給食を通して、望ましい食生活を理解し実践につなげられるよう、利用者に合わせた給食の提供や、栄養・食生活に関する情報提供をするための支援を行います。

併せて、研修会等を開催し、給食施設において、適正な栄養管理に取り組めるよう支援します。また、管理栄養士等が適正に配置されるよう、施設指導を通じた働きかけを行います。

■望ましい食生活の実践を促進するための人材育成

各地域における実情に応じた望ましい食生活の実践に向けた取組がより一層展開されるよう、市町村及び食生活改善推進委員協議会等関係団体を対象とした研

修会や会議を開催します。

また、専門的な知識を有する管理栄養士、栄養士、調理師等の日頃の活動の中で、県民の望ましい食生活の実践に向けた取組が展開されるよう、適塩でバランスのよい食事の大切さや超加工食品^{*}による健康への影響等、食に関する知識の習得に向けた研修会の開催を促進します。

^{*}複数の食材を工業的に配合して製造された、加工の程度が非常に高い食品であり多く食べることで食事全体の質が低下する可能性があるとして報告されている

■食の安全・安心の取組の推進

○「にいがた食の安全インフォメーション」等を活用した普及啓発

県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」や食品販売店での店頭掲示板、SNSなど様々な広報媒体を活用し、食の安全・安心に関する正確な情報提供に努め、知識の普及啓発を図ります。

また、食中毒や違反食品などについては、正確な情報を迅速に公表することにより、県民の不安拡大や風評被害の防止を図ります。

○民間の人材活用による知識の普及

食品衛生に関する高度な知識を有する人材や、きのこの食・毒鑑別のできる人材を「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱し、事業者や消費者に対し正しい知識の普及を図ります。

○食の安全に関する相互理解の推進

食品の安全性について、消費者、食品関連事業者、行政の相互理解を深めるために、食の安全に関するテーマで県民意見交換会などを県内各地で開催します。

また、HACCPに沿った衛生管理など、食の安全確保のための取組について積極的に情報発信し、消費者の食の安全性への理解促進を図ります。

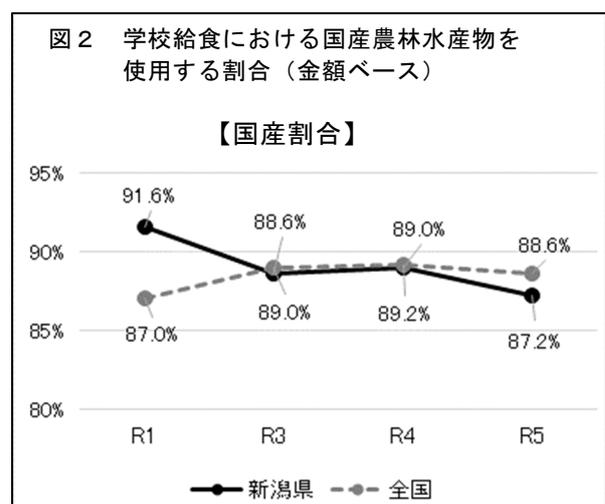
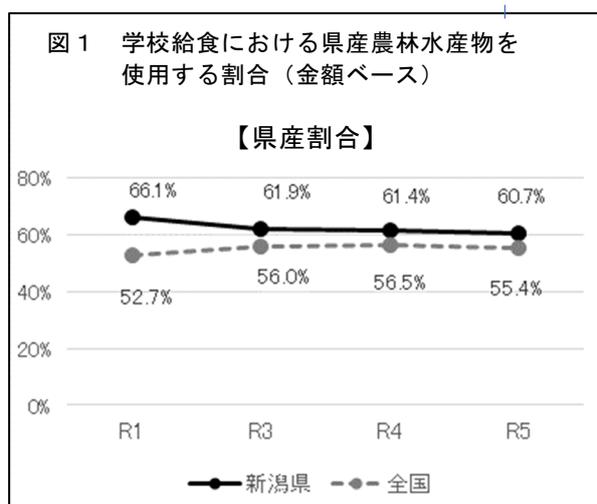


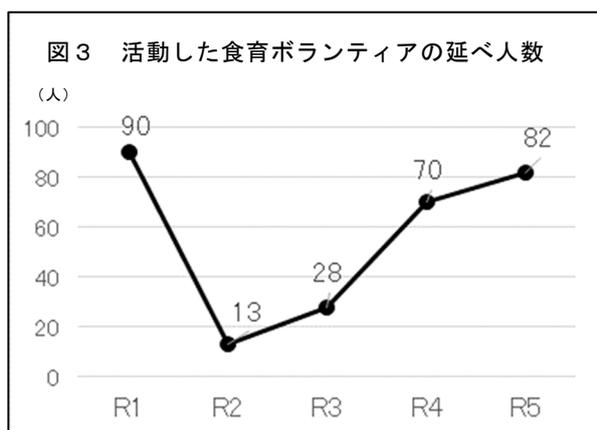
2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進

(1)新潟の食の理解と実践するための食育の推進

1 現状・課題

- 本県の農林水産業は、恵まれた自然環境や広大な水田など豊富な資源を活かし、高い生産・管理技術によって高品質かつ安全で安心できる県産農林水産物を生産・供給しています。
- また、本県は、都市部と比較して、生産現場と消費者の距離が近く、地場産物を身近に感じることができるといった利点があります。
- 一方、農林水産業を取り巻く状況に目を向けると、農林漁業者の減少・高齢化が進行している中、燃油や資材等の価格高騰に加え、異常気象や地球環境問題もあり、さらには、世界的な人口増加・経済発展に伴う食料需要の拡大など、安定的な食料確保に対するリスクが高まっています。
- 日々食べるものが、地域でどのように生産されているかを知ることは、食や生産者に対する感謝の心や郷土愛を醸成するとともに、食や農林水産業への理解が促進され、食を生み出す農林水産業を支えることにつながります。
- これまでも、良質でおいしい県産農林水産物の魅力のPRや、学校における総合的な学習の時間等を活用した農業体験、学校給食における県産食材使用など、県産農林水産物に対する理解促進に取り組んできました。
- 農林水産業における様々な状況変化の中、将来にわたって高品質かつ安全で安心できる農林水産物が安定的に供給されるためにも、関係機関とも連携し、本県の農林水産業と良質でおいしい県産農林水産物に対する、県民の理解をより深めていくことが重要です。





(出典)

図1、2 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

図3 県食品・流通課調査

2 目標

生産者の取組を理解して、農林水産物・食品を選ぶ際に生産者や環境等を意識する県民を増やします

評価指標

指標名	現状値	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
産地や生産者、生産方法等を意識して農林水産物・食品を選ぶ県民の割合	(令和6年調査)	調査後設定	調査後設定

3 施策の展開・取組

○消費者と生産者の交流促進、農林漁業体験の促進

- ・直売所等を通して、消費者から生産者の顔が見え、交流できるような場を増やしていく取組を進めます。
- ・農林漁業に関する生産者の役割や食の大切さを伝えるため、地域ぐるみの受入れ体制づくりや「にいがた『なりわいの匠』」をはじめとした体験交流の指導者の育成・確保を進め、子どもたちが農林水産業への関わりを体験できる場を充実させていきます。

○県産農林水産物に関する情報提供

- ・ホームページ等を活用し、生産者や直売所の情報など、県産農林水産物に関する情報を積極的に発信していきます。
- また、一般消費者や親子・児童等を対象とした講習会・研修会や消費拡大イベントなど、県産農林水産物に関する各種PR活動を実施又は支援します。

○環境と調和のとれた農業生産の理解促進

- ・環境に配慮した生産方法によって収穫された農産物の地元への供給や、消費者との交流イベント等を通じて、生産者の環境負荷低減の取組をPRし、県民への理解促進を図ります。

○民間団体等と連携した取組の支援

- ・農林漁業関係団体等と連携した取組の推進
農林漁業に係る知識・技能や地元食材等を使った調理体験などを通して、農林漁業や食に関する理解を促します。
- ・食を推進する団体等と連携した取組の推進
食生活改善推進委員協議会や食育ボランティアなど関係団体等と連携し、地域に伝わる郷土料理の調理体験などを通して、和食に見られる日本人の伝統的な食文化の継承・発展に努めます。

○学校給食における県産農林水産物を活用した食育の推進

- ・県産農林水産物を活用した学校給食による食育の実践を通じて、感謝の心や郷土愛を醸成するとともに、本県の豊かな自然や生産者の努力と創意工夫により生み出された良質で美味しい県産農林水産物に対する児童生徒の理解を深めます。
- ・学校給食における県産農林水産物の安定的な調達に向けて、関係機関と連携し、情報共有するとともに、引き続き栄養教諭を対象とした研修や食育月間等の事業を通じて食育の取組を推進します。

○県産農林水産物の消費の拡大

- ・県推進ブランド品目をけん引役として、「うまいに、まっすぐ。新潟県」のブランドイメージの向上に取り組んでいるところであり、県民が県産農林水産物の魅力を再認識し、選ぶよう、引き続き、良質でおいしい県産農林水産物の魅力のPRに取り組んでまいります。

●農業体験（田植作業）



●県産水産物を使った料理教室



2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進

(2) 食品ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進

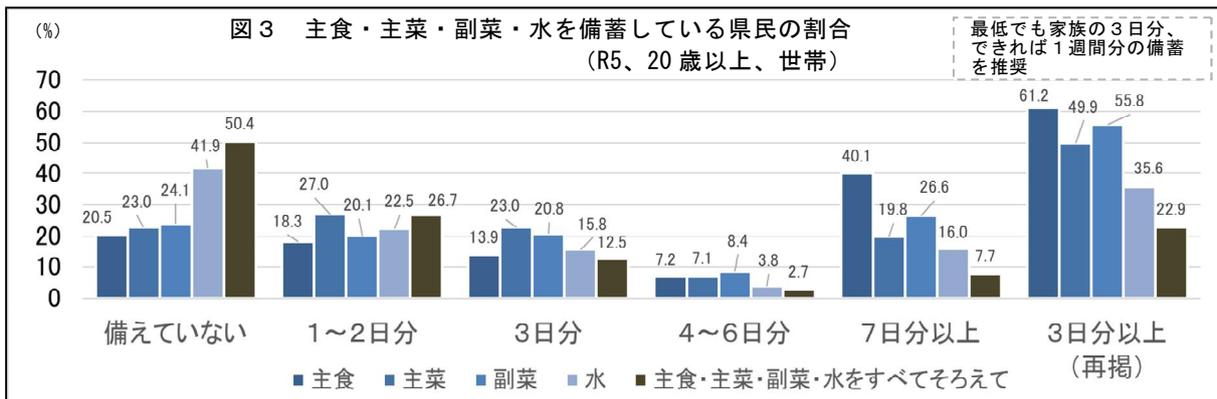
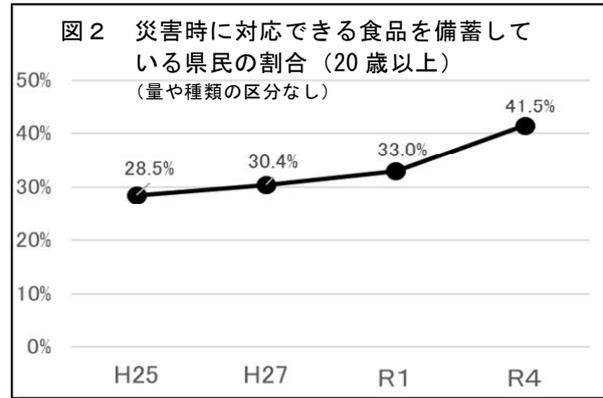
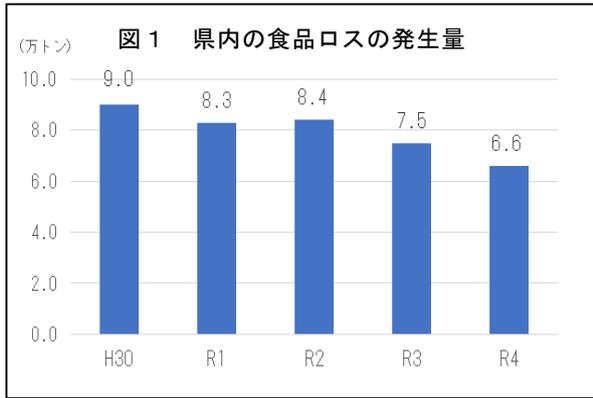
1 現状・課題

■食品ロスの削減

- まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生していることを踏まえ、県では、令和4年3月に「新潟県食品ロス削減推進計画」を策定しました。
- 食べ物を大切にする意識をもち、食品ロス削減の必要性について認識した上で、様々な場面で食品ロスが発生していることや、期待される役割と具体的な行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。こうした意識が定着し、取組の実践が広がるよう、働きかけていく必要があります。

■災害時の食の備え

- 災害時に対応できる食品を備蓄している県民の割合（量や種類の区分なし）は41.5%で、平成25年以降増加傾向です。
- 災害に備えて最低でも家族の3日分、できれば1週間分の備蓄が推奨されていますが、日常的に保存している食品を含め、主食、主菜、副菜、水のすべてをそろえて3日以上備蓄している世帯の割合は22.9%、うち7日以上は7.7%です。
- 3日以上以上の備蓄をしている世帯について、食品の項目別（主食・主菜・副菜・水の別）の備蓄状況を見ると、主食61.2%、主菜49.9%、副菜55.8%、水35.6%となっています。
- 災害時には電気・ガス・水道等といったライフラインが止まること等により、生活に様々な支障が生じますが、自然災害から自分で自分の身を守り、被災生活を健康に過ごすことができるよう、日頃から適切な備えをしておくことが大切です。
- 被災生活が長期化すると、栄養バランスの偏りなどにより、体調不良者の増加、体力低下、慢性疾患の悪化など様々な問題が顕在化してくるため、災害時であっても健康を維持するため栄養バランスを考慮する必要があります。
- 給食施設においても1日に1～3回の食事を継続的に提供しており、家庭と同様に被災者の健康に大きく影響します。被災した場合でも継続した食事提供が求められることから、平時からの備えが重要です。



(出典) 図1 資源循環推進課 (環境省・農林水産省の推計方法に準じて推計)
 図2、3 県民健康・栄養実態調査

2 目標

食品ロス削減や災害時の食の備えを実践する県民を増やします

評価指標

指標名	現状値	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
食品ロス削減のために複数の取組を実践する県民の割合※1	81% (令和3年)	90%	90%
災害時でもバランスのとれた食事ができる食品を備蓄している県民の割合※2	22.9% (令和5年)	29%	34%

- ※1 食品ロスを減らすために取り組んでいることについて、複数の項目に回答した者の割合を計上
- ※2 備蓄食品として主食・主菜・副菜・水をすべてそろえて3日以上備えている世帯(20歳以上)の割合を計上

3 施策の展開・取組

■食品ロスの削減の推進

○食品ロスの削減に関する普及啓発

市町村や関係団体と連携しながら、「残さず食べよう！にいがた県民運動」の展開や食品製造事業者を対象とした周知活動等を通じて普及啓発に努め、県民の食品ロス削減に対する理解促進と取組実践を図ります。

○調理方法に関する普及啓発

家にある余った食材の活用や食べきれなかった料理のリメイク等の調理方法の工夫など、調理師会や食生活改善推進委員協議会等関係団体と連携しながら、普及啓発を行います。

■災害時の食の備えの推進

○災害から身を守る意識の醸成と知識の普及

災害に遭っても自分の命は自分で守るという意識を醸成し、被災生活を健康に過ごすことができるよう、日頃から地域の災害の特性や新潟の食を生かした災害時の食事に関する知識の普及について、市町村や関係団体、企業等と連携して取り組みます。特にこれまでの被災経験を次世代へ継承するため、若い世代や子どもに対する食の面からの防災教育を推進します。

○家庭用備蓄食品に関する普及啓発

自身や家族の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー疾患患者、慢性疾患患者などの要配慮者を含む）に応じて、日頃から食べ慣れている食品や専用の食品等を組み合わせ、最低でも家族の3日分、できれば1週間分^{※1}の備蓄をするよう、市町村や関係団体、企業等と連携し、様々な場面を活用しながら普及啓発を図ります。

また、家庭での備蓄の方法として有効な「ローリングストック」^{※2}について普及啓発を図ります。

※1 新潟県地域防災計画において、要配慮者は少なくとも2週間分の備蓄を推奨

※2 少し多めに買い置きをし、古いものから消費し、消費した分を買い足すこと

○被災生活が長期化してもバランスよく食事をとるための知識と技術の普及

被災生活が長期化した場合に栄養バランスに偏りがある食生活が続くことで、健康状態（歯や口の健康含む）を悪化させないように、市町村や関係団体、企業等と連携し、平時からバランスのよい食事の必要性や主食・主菜・副菜・水をそろえるなどの備蓄内容の充実、調理の工夫等について普及啓発を図ります。

○災害時の調理法の普及及び必要な資機材の備蓄の推進

災害時、電気・ガス・水道等のライフラインが停止した状況でも可能な調理方法（例：ポリ袋調理）及び各家庭で災害時の調理に便利な熱源（例：カセットコ

ンロ、ストーブ等)を用意し、必要な物資(例:カセットボンベ、食品用ポリ袋鍋等)を備蓄するよう市町村や関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

○給食施設への普及啓発及び取組の促進

全給食施設に対して災害時対応マニュアルや備蓄食の整備及び活用について、様々な機会を通じて普及啓発を図ります。これまでの被災経験から、帰宅困難となる場合を想定し、1食提供施設であっても災害時の備えの充実につながるよう継続して取組を支援します。

また、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設等の入所施設は1日3食を提供し、災害時にも個別的な対応等が求められるため、優先的に災害時対策システム^{*}構築に関する取組を促進します。

^{*}災害時の給食対応マニュアルの整備、非常食の備蓄、災害時に対応した献立表の作成、食事提供に関する訓練が実施されていること



3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進

1 現状・課題

(全体)

- 主食・主菜・副菜のそろった食事をする県民の割合は、30歳代男女で約3割と他の年代と比較し、低い状況です。また、ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している県民の割合は、20歳代男女、30歳代男性で約5割と他の年代と比較し、低い状況です。
- 1日の野菜摂取量は350g以上を目標としていますが、30歳代男性で265.4g、30歳代女性で198.4gであり、他の年代と比較し、男女とも30歳代で最も低い状況です。
- 朝食を欠食する県民の割合は20歳以上、20～30歳代とも平成23年以降、やや改善傾向です。小学6年生の児童においては、全国を下回っており、令和元年と比較するとやや増加しています。
- これらの現状を踏まえ、主食・主菜・副菜のそろった食事や野菜摂取量の増加等の望ましい食生活の実践に向けて、20～30歳代の若い世代への一層の取組が必要です。また、この年代は子育て世帯を含み、次世代を担うこどもの望ましい食習慣の定着としても重要です。
- すべてのこどもが将来自立し、望ましい食生活を実践するためには、食べることや食事づくりの楽しさを経験した上で、自分で食事を作ることができるようになることが重要です。

(妊産婦・乳幼児)

- 妊娠期や授乳期において、望ましい食生活の実践により健康の保持・増進を図ることは、妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、こどもの生涯にわたる健康づくりの基盤確保としても重要です。
また、乳幼児期は、心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、保護者への成長過程を踏まえた啓発が必要です。

(保育所等)

- こどもたちが将来に向けて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、幼児期に多くの時間を過ごす保育所等において、食育のより一層の充実を図る必要があります。

(小中学校等)

- 児童生徒の食生活の乱れに伴い、やせや肥満などの健康課題が見られます。生活習慣病と食生活の関係が指摘されていることから、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであるとともに、将来の望ましい食習慣の形成に極めて重要です。
このため、小中学校等において、成長期にある児童生徒への食育は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うものであり、家庭を中心としつつ、学校における食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の食環境の改善に努める必要があります。

(高等学校等)

- 高等学校における食育の推進は、保健体育科、家庭科、特別活動等、教育活動全体をとおして行います。

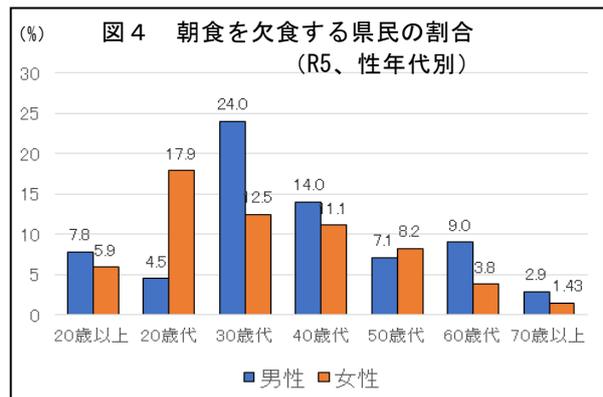
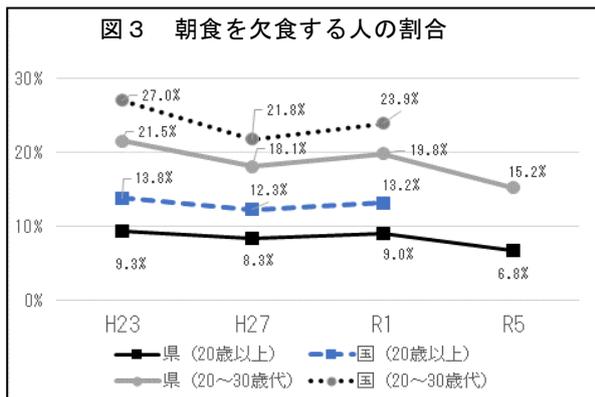
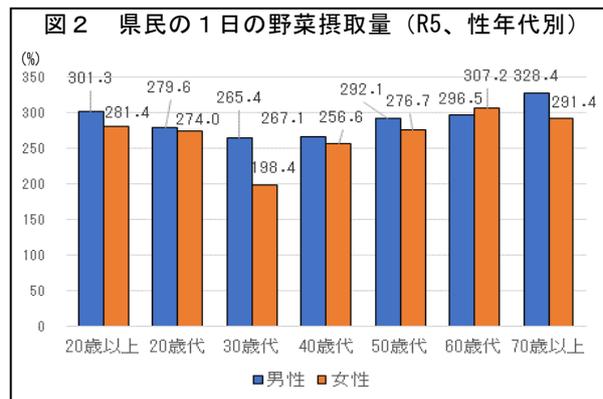
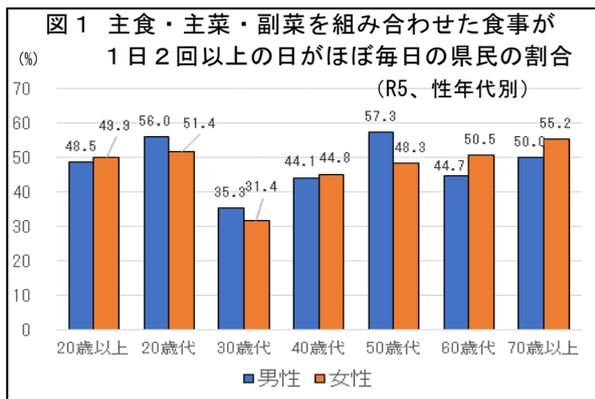
教科「家庭」では、各校が学習指導要領の内容に沿って、編成した教育課程に基づき年間授業計画を作成しています。この計画に沿って、生徒は食生活に係る内容において、現代の食生活の課題やバランスの取れた食生活等、食育に係る内容について実践的・体験的に学習しています。

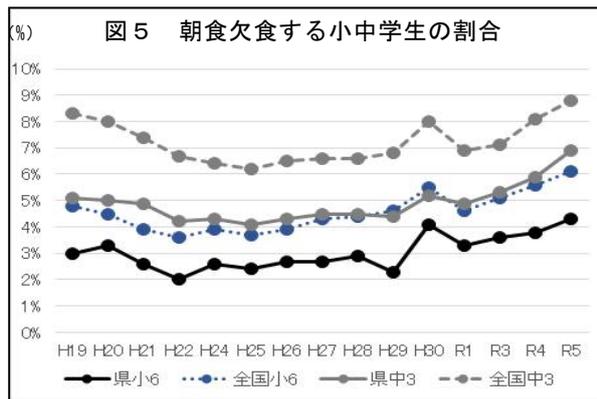
具体的な学習内容として、食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事の工夫等があります。

核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も変化しつつあります。家庭内でこどもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきている現状を踏まえ、生徒が主体的に食生活を営む知識や技能を身に付けることが重要です。

(地域・家庭)

- 家庭や地域において、家庭料理や行事食、郷土料理などの伝承が困難な状況にあることから、様々な家庭の状況を踏まえ、家庭や学校、地域のボランティア団体や企業等が連携し、調理体験や望ましい食生活に関する知識を習得する機会の提供等、あらゆる場面を通じた取組が必要です。
- 核家族化や地域コミュニティの衰退等による子育てニーズの多様化、物価高騰による影響が長期化する中、支援を必要とするこどもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や食事提供等を行うこども食堂等の役割が重要となっています。





(出典)

図1～4 新潟県：県民健康・栄養実態調査

図3 全 国：国民健康・栄養調査

図5 全国学力・学習状況調査

2 目標

将来に向けて、望ましい食生活を実践する若い世代を増やします

評価指標

指標名	現状値	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の県民の割合(20～30歳代)	42.6% (令和5年)	49%	55%
朝食を欠食する県民の割合(小学6年生)	4.3% (令和5年)	0%	0%
朝食を欠食する県民の割合(20～30歳代)	15.2% (令和5年)	13%	11%

3 施策の展開・取組

■妊産婦や乳幼児への食育の推進

○妊産婦への働きかけ

市町村における母子健康手帳交付時やパパ・ママ教室等の機会を利用した妊産婦とパートナーやその家族へ働きかけを促進することで、親自身と産まれてくるこどもの望ましい食習慣等に関する教育の充実を図ります。

○乳幼児健診等を活用した普及啓発

市町村における乳幼児健康診査等において、乳幼児の成長過程に応じた望ましい生活習慣や間食を含めた食事選択について普及啓発を促進することにより、家庭における望ましい食習慣の形成を支援します。

■保育所等・学校における食育の推進

○保育所等での取組の推進

保育所等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、日々の給食を通し、望ましい食習慣の形成についての働きかけを行うとともに、朝食も含めた望ましい食習慣は日々の食卓で形成されることを保育参観や試食会、給食だよりなどを通して、家庭へ働きかける取組を推進します。

また、栄養や食育の研修を通して、保育士、管理栄養士・栄養士、調理師等の専門性の向上を図ります。

○小中学校での取組の推進

- ・ 学校における食育は、学校給食を「生きた教材」として活用し、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体を通して行うため、栄養教諭を中核に校内指導体制を整備し、家庭や地域社会との連携、協働を図ります。
- ・ 朝食の欠食率の改善に向けて、児童生徒が朝食を含む食事の重要性や食事の楽しさ、心身の健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるよう、食育の視点を踏まえて望ましい食習慣の形成の指導を行います。

併せて、地域の農林水産物を活用した給食献立により、児童生徒が生産等に関わる人々に対し感謝の心や伝統的な食文化の理解につなげることができるよう、学校給食の一層の充実を図ります。

- ・ 食に関する健康課題を有する児童生徒に対して、学校では、栄養教諭、学級担任、養護教諭が保健・医療機関と連携して保護者の理解と協力の下に、心身の健康や健康状態の改善に必要な知識を提供するとともに、個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

○高等学校での教育機会の提供

高等学校等における食育の推進は、保健体育科、家庭科、特別活動等、教育活動全体をとおして行っており、高等学校の食育に係る学習の機会の中心となる教科「家庭」では、全ての高等学校等において、必修科目「家庭基礎」または、「家庭総合」の食生活に係る内容において、食育について実践的・体験的に学んでいます。

高等学校等の食育に係る具体的な学習内容として、引き続き、基本的な調理法や主食・主菜・副菜をそろえたバランスのとれた望ましい食事、食生活を取り巻く環境等について、教育する機会を提供します。

■地域や家庭における食育の推進

○料理・食事づくりの機会の提供や普及啓発

食べることや食事づくりの楽しさを経験した上で、自分で食事を作ることができるよう、市町村や食生活改善推進委員協議会等関係団体と連携し、こどもが実際に自分で料理を作る体験や親子料理教室等、食を楽しむ機会を提供する活動を

促進します。

また、家庭料理や行事食、郷土料理などが伝承されるよう、関係団体における研修会の開催や様々な食材を使った調理技術を高める体験の場の提供等の取組を促進します。

併せて、栄養教諭等と連携し、学校での給食試食会等を通じて、家庭での望ましい食生活の実践に向けて、保護者への普及啓発に取り組みます。

なお、関係団体等が行う食育活動の中で、望ましい食生活の啓発が行われるよう、適塩でバランスのよい食事の大切さや超加工食品による健康への影響等、食に関する知識の習得に向けた研修会の開催を促進します。

○生活環境の変化を捉えた食育の推進

高等学校や大学への入学、就職等の節目に、親から自立する若年者が多く、それを機会に朝食欠食や野菜の摂取不足など食生活の乱れが生じやすい傾向にあることから、学校や企業などにおいて、基本的な調理法や主食・主菜・副菜をそろえた望ましい食事等について教育する機会を設けるよう働きかけます。

○簡単な調理方法等の情報発信

仕事や家事・育児に忙しい子育て世帯や料理に慣れていない若い世代などのニーズに合わせて、望ましい食生活を無理なく手軽に実践できるよう、簡単な調理方法やそう菜等を利用したバランスのよい食事の組み合わせなど、市町村や関係団体等と連携し、必要な情報発信に努めます。

○職場を通じた食生活改善に向けた取組の促進

働き盛り世代の望ましい食生活の実践につなげるため、にいがた健康経営推進企業等を通じた情報提供や社員食堂への働きかけ等により、職場での従業員への食生活改善に向けた取組を推進します。

○多様な暮らしに対応した食育の推進

子どもを取り巻く家庭生活の状況が多様化している中、望ましい食生活の実現に向けて、地域で様々な食育の場づくりが進むよう、関係団体等による取組を促進します。

こども食堂等の運営団体は地域のボランティア活動により支えられているため、自主性、自立性を尊重しながら、こどもの生活の質の向上が図られるよう、市町村などと連携しながら、こどもを地域で育てる環境づくりを行うとともに、県民理解の浸透に向けた取組を推進します。



第4章 食育の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 関係者の役割
- 3 計画の進行管理

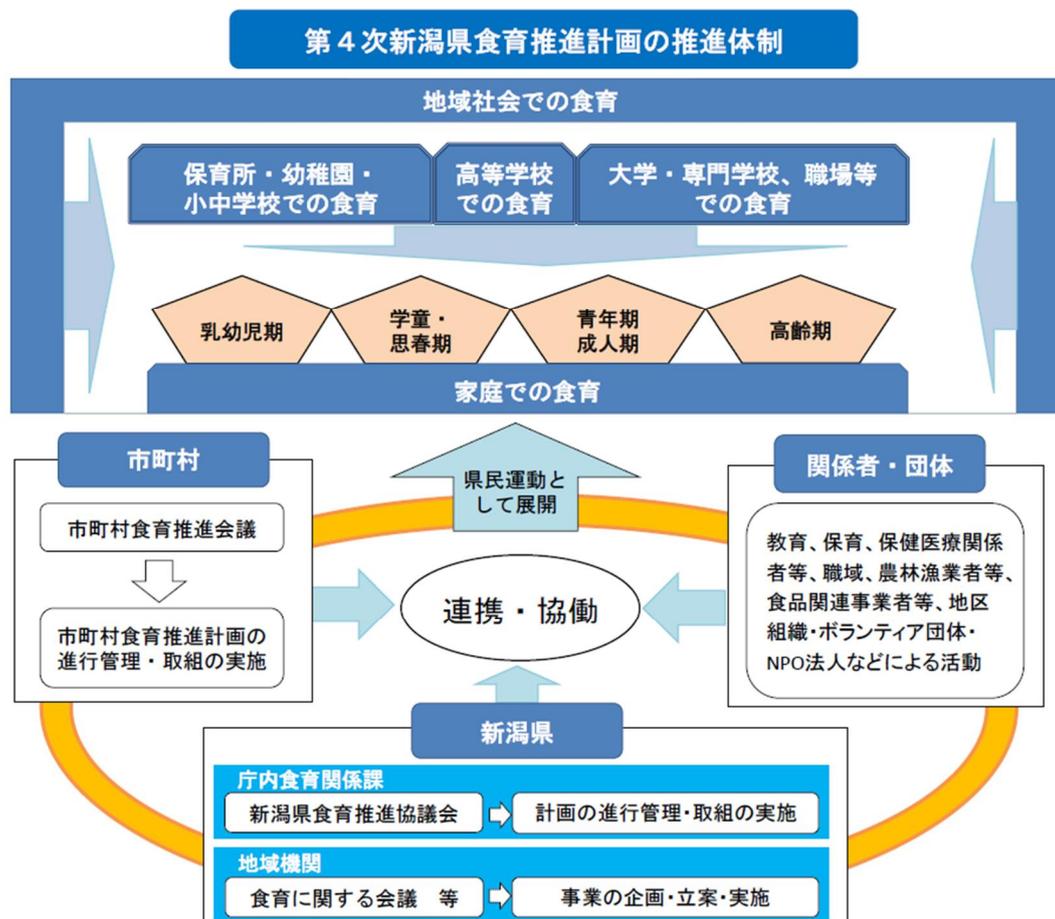
1 計画の推進体制

○ 全県的な推進体制

新潟県食育推進協議会を中心として、本県の食育推進方策を検討するとともに、市町村、関係団体等と連携・協働しながら、本計画に基づく取組を推進していきます。

なお、食育は家庭と地域社会が一体となった活動を推進することで、県民運動として展開していきます。

推進体制のイメージ図は次のとおりです。



2 関係者の役割

食育の推進を実効性のあるものとしていくためには、県民、関係者、行政が協力して、それぞれの役割を果たすことが期待されます。

(1) 県の役割

国との連携を図りつつ、第4次新潟県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市町村や関係団体等と連携・協働し、県民の食生活の実態把握を行い、新潟県食育推進協議会等で現状や課題を共有するなど、関係団体等と一体となった食育の円滑な推進を図ります。

市町村の食育推進計画の進行管理及び取組について支援・助言等を行います。併せて、市町村では創意工夫した食育の取組が実施されていることから、好事例を共有し、市町村事業と連携した取組をより一層推進します。

各地域において、行政、関係団体等で構成する会議等を開催し、地域の実情に応じた食育推進活動を展開するため、情報共有を図るとともに関係団体等との連携強化に努めます。

あらゆる場面での食育の取組が展開されるよう、研修会等を通じて、食育推進に携わる人材の育成を推進します。

(2) 市町村の役割

市町村食育推進計画に基づき、地域の特性を生かした自主的な施策を策定、かつ、実施し進行管理をしながら、地域における食育の円滑な推進に努めることが期待されます。

(3) 教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務の従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育てていくための基礎を培うことが求められます。

また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが期待されます。

①保育所等

保育所等では食に関する指導計画や効果的な指導媒体を作成し、計画的で分かりやすい食の指導の取組を推進します。

また、家庭からの食に関する相談や、食についての情報提供を行い、こども

が健康な食生活を営めるよう支援することが期待されます。

②小中学校

小中学校では、学校給食における実践的な指導をはじめ、学級活動、体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、その他関連する教科等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。そのために、食に関する指導の全体計画、年間指導計画の作成・改善を進め、栄養教諭を中核に全教職員が連携・協力して取り組みます。

なお、家庭と連携するとともに、必要に応じて、PTA等の関係団体や専門家等の協力を得ながら取り組むことが期待されます。

③高等学校

高等学校における食育の推進は、保健体育科、家庭科、特別活動等を中心に学校の教育活動全体を通して行います。

特に家庭科では、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて、科学的に理解させるとともに、食文化への関心を深め、必要な知識と技能を習得し、環境に配慮した健康で安全な食生活を営むための知識と技能を身に付けられるような取組が期待されます。

④専門学校・大学

専門学校・大学における食育の推進は、入学時のオリエンテーションや健康診断等の節目の行事を中心に実施し、学生の健全な食の自立を促すことが期待されます。

（４）保健医療関係者等の役割

保健及び医療に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、あらゆる機会や場所を活用して、他の関係団体等とも連携しながら、積極的に食育を推進することが期待されます。

（５）職域の役割

事業所等は従業員に対して、望ましい食生活等について積極的に普及啓発や環境づくりを行うなどの食育の取組を推進することが期待されます。

（６）農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、情報発信するとともに、教育関係者等と連携して食育活動を行うことが期待されます。

(7) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者等は、日常の業務を通して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国や県、市町村が実施する食育に関する施策や活動を共に推進することが期待されます。

(8) 地区組織・ボランティア団体・NPO 法人の役割

地域住民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進委員協議会等の地区組織、ボランティア団体及びNPO法人は、日頃から多くの住民と密接に関わっているため、住民へのきめ細かい食育活動を行うことが期待されます。

(9) 県民の役割

県民は、家庭、学校、保育所、地域等において、基本理念に沿って、生涯にわたる望ましい食生活の実現に自ら努めるとともに、食育推進に寄与することが期待されます。

3 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握

計画の進捗状況を客観的に把握するため、指標について、原則として毎年実績を把握します。

「県民健康・栄養実態調査」等により、県民の健康や食生活等の状況を把握・分析し、食育の進捗管理を行います。また、必要に応じて関係団体等と連携・協働し、より実態を反映した調査を実施し、実態の把握に努めます。

(2) 進行管理の方法

計画の進行管理を毎年行い、新潟県食育推進協議会で報告を行うとともに意見を伺います。

資料

- 第4次新潟県食育推進計画評価指標一覧
- 第4次新潟県食育推進計画事業指標一覧
- 新潟県食育推進協議会 委員名簿

第4次新潟県食育推進計画評価指標一覧

柱	評価指標項目	値の推移				現状値	第4次計画目標値		次期計画での目標の設定と目標値の考え方	出典
		H16	H23	H27	R1		R5	R10		
1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日があれば毎日の人の割合(20歳以上)	-	-	(H28) 58.3%	(H30) 56.8%	49.2%	55%	60%	健康日本21(第3次)の目標値の同様に算出し、設定 【算出方法】 「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日」が「週に4~5日」の者(R5:21.7%)の半数を「ほぼ毎日」に移行させることを目指し、R14は11ポイント増加の60%を目標値とし、R10はその中間値を目標値として設定。	県民健康・栄養実態調査
	ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることを意識している人の割合(20歳以上)	-	-	-	(R2) 75.4%	74.8%	78%	82%	○県第3次計画から引き続き、主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人を増加させるため、意識の向上を評価指標とする。 ○ふだんの食事で主食・主菜・副菜をそろえることについて「どちらかといえば心がけている」の者(R5:14.7%)の半数を「心がけている」「どちらかといえば心がけている」に移行させることを目指し、R14は7ポイント増加の82%を目標値とし、R10はその中間値を目標値として設定。	県民健康・栄養実態調査
	ふだんの食事で減塩に取り組む県民の割合(20歳以上)	-	(H24) 64.8%	61.7%	63.8%	68.3%	74%	80%	○県第3次計画から引き続き、食塩摂取量を減少させるため、意識の向上を評価指標とする。 ○県第3次計画目標値と同数値をR14の目標値とし、R10は中間値を目標値として設定。	県民健康・栄養実態調査
	ゆっくりよく噛んで食べている県民の割合(20歳以上)	-	-	-	(R2) 45.7%	46.4%	48%	50%	○国第4次食育推進基本計画に合わせて評価指標項目を設定。 ○直近数値の増加率から計算すると、令和14年度において48.6%と推計されたため、歯科口腔保健施策による効果を加味して目標値を50%に設定。	県民健康・栄養実態調査
2 持続可能な食を支える食育の推進	(1)新潟の食の理解と実践するための食育の推進	-	-	-	-	-	調査後設定	調査後設定	○食への理解を促進するため、農林水産物等を生産する地域や人、その生産方法等を意識して、選ぶ県民の割合を評価指標とする。 ○目標値については、現状値が把握できていないため、調査実施後に設定する。	県民健康・栄養実態調査
	(2)食ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進	-	-	-	-	(R3) 81.0%	90%	90%	新潟県食品ロス削減推進計画に合わせて設定	資源循環推進課調査
3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進	食ロス削減のための複数の取組を実践する県民の割合	-	-	-	-	-	-	90%	○備蓄食品として主食・主菜・副菜・水がいずれも3日分以上備えている世帯の割合を計上。 ○県第3次計画の指標としていた「災害時に備えた非常用食品を用意している人の割合(量や種類の区分なし)」を参考に、H25からR4の増加率から換算すると、年1.4ポイント増加したことから、この増加率を目標に、R10、R14の目標値を設定	県民健康・栄養実態調査
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日があれば毎日の人の割合(20~30歳代)	-	(H28) 43.3%	-	(H30) 40.6%	42.6%	49%	55%	国の第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 (県第3次計画から継続)	県民健康・栄養実態調査
全体に関連する指標	朝食を欠食する県民の割合(小学生6年生)	-	-	-	3.3%	4.3%	0%	0%	国の第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 (県第3次計画から継続)	全国学力・学習状況調査
	朝食を欠食する県民の割合(20~30歳代)	-	21.5%	18.1%	19.8%	15.2%	13%	11%	○県第3次計画でほぼ目標を達成したため、県独自で新たに目標値を設定 ○H23からR5の減少率から換算すると、年0.5ポイント減少していることから、この減少率を継続することを目標に、R10、R14の目標値を設定	県民健康・栄養実態調査
食育に関心を持っている県民の割合(20歳以上)	(H18) 59.8%	57.2%	56.6%	56.6%	57.8%	64%	70%	○食育への関心について「どちらかといえば関心がない」者(R5:22.6%)の約半数を「関心がある」「どちらかといえば関心がある」に移行させることを目指し、R14は12ポイント増加の70%を目標値とし、R10はその中間値を目標値として設定。	県民健康・栄養実態調査	

第4次新潟県食育推進計画事業指標一覧

(評価指標に関連する事業の実施状況や現状把握のための指標として設定)

柱		事業指標項目	現状値 (時点)
1 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進		主食・主菜・副菜のそろった食事について取組を推進する市町村数	—
		減塩の取組を推進する市町村数	—
		食生活改善推進員による健康立県啓発事業の啓発数 (回数、人数)	55回、2,356人 (R5)
		小学生保護者向け啓発事業の啓発数 (実施校数、実施した学校の割合、啓発人数)	321校、69.2%、15,736人 (R5)
		食生活の改善に取り組むにいがた健康経営推進企業数	813事業所 (R4)
		けんこうtime推進店登録数	235店 (R6.3末)
		ゆっくりよりくっんで食べることに关する取組を実施している市町村数	—
		食育ボランティア (活動延べ人数)	82人 (R5)
		学校給食における県産農林水産物を使用する割合 (金額ベース)	60.7% (R5)
		学校給食における国産農林水産物を使用する割合 (金額ベース)	87.2% (R5)
2 持続可能な新潟の食を支える食育の推進		にいがたエコフアーマー認定数	127人 (R5)
		小中学校等での地場産物を活用した食に関する指導数	—
		「残さず食べよう! にいがた県民運動」の参加者数	18,987人 (R6.3末)
		災害時でもバランスのとれた食事ができる食品備蓄の推進に取り組む市町村数	—
		小中学校等での食に関する指導の全体計画を作成・実施している割合	—
		主食・主菜・副菜のそろった食事について取組を推進する市町村数 (20~30歳代への啓発等)	—
		減塩の取組を推進する市町村数 (20~30歳代への啓発等)	—
		食生活改善推進員による健康立県啓発事業の啓発数 (こども・若い世代) (回数、人数)	6回、301人 (R5)
		小学生保護者向け啓発事業の啓発数 (実施校数・割合、啓発人数) 【再掲】	321校、69.2%、15,736人 (R5)
		食生活の改善に取り組むにいがた健康経営推進企業数 【再掲】	813事業所 (R4)
3 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進		(1) 新潟の食の理解と実践するための食育の推進	
		(2) 食品ロス削減や災害時の食の備え等に対応した食育の推進	

新潟県食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1 食育関係機関、団体が連携を図り、効果的な食育を推進するため、新潟県食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、新潟県の地域特性を生かした食育推進のあり方について協議する。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから福祉保健部長が構成委員を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) その他構成員として依頼することが適当と判断した者

(会長及び副会長)

第4 会長及び副会長は、構成委員の中から選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
- 3 会長に事故が発生したときは、副会長がその職務を代理する。

(事務局)

第5 協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課内において処理する。

(附則)

この要綱は、平成18年2月9日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年度新潟県食育推進協議会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名
新潟県歯科医師会	理事	有松 美紀子
新潟大学 農学部	助教	伊藤 亮司
新潟県小学校長会	理事	荻野 真美
新潟県農業協同組合中央会	常務理事	小見 禎彦
新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会	会長	加藤 雪子
新潟県保育士会	副会長	小林 恵
新潟県消費者協会	常任理事	斎藤 和子
公益社団法人新潟県栄養士会	会長	斎藤 トシ子
一般社団法人新潟県調理師会	会長	佐藤 衛
新潟県食生活改善推進委員協議会	会長	外山 迪子◎
北信越地区スーパーマーケット協会連合会	事務局長	樋熊 敏和
新潟県医師会	会員	細島 康宏
新潟県小中学校 PTA 連合会	会長	宮下 あさみ
新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科	副学長・教授	村山 伸子○

◎会長 ○副会長

(敬称略・五十音順)

第4次新潟県食育推進計画

新潟県福祉保健部 健康づくり支援課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL 025-280-5198 FAX 025-285-8757
ホームページアドレス <https://www.kenko-niigata.com/>